**相談・支援体制マニュアル**

・母国語相談

実習生から相談があった場合、母国語での対応は組合の＿＿＿＿＿＿＿に連絡する。

※実習生個人でも、直接連絡できる体制となっている。

・その他相談事項

① 緊急性がないものであれば、

仕事についての相談は＿＿＿＿＿＿＿が対応する。

生活についての相談は＿＿＿＿＿＿＿が対応する。

解決が難しい場合は、月に1回の巡回時に組合担当者と一緒に解決を行う。

※内容に応じて、組合の＿＿＿＿＿＿＿に事前に相談内容を伝えておく。

② 緊急性があるものは、相談員＿＿＿＿＿＿＿に報告し、解決を行う。

※必要に応じて、組合の＿＿＿＿＿＿＿に来てもらい、解決を行う。

・病気の相談

内科　　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に連れていく。

整形外科：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に連れていく。

歯科　　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に連れていく。

その他　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に連れていく。

・お金の相談

基本的には、お金の貸し借りは社員同士、実習生同士を含めて禁止する。

相当の理由がある場合は、社長に報告し、対応を検討する。

・日本語学習

日本語学習の相談を受けた場合、組合の＿＿＿＿＿＿＿に連絡する。

※組合で日本語学習の資料を用意してもらえるので、月に1回の巡回時等に進捗状況確認やレベルに応じた資料の手配を依頼する。

・日本語テスト

JLPTのテストが7月と12月に2回あり、申し込みが3か月前ほどである。

JLPTのウェブサイトから直接申し込みできるので、希望があった場合は、

相談員＿＿＿＿＿＿＿に報告し、申請を補助する。

協同組合ぺイジア　　連絡先：03-3288-3502

担当者＿＿＿＿＿＿＿連絡先： 　　　　　　　通　訳＿＿＿＿＿＿＿連絡先：